

中東情勢に伴う 価格高騰・供給不足 緊急支援事業(中小企業)補助金 (第1期)のご案内



埼玉県マスコット「コバトン」

申請受付期間：令和8年9月25日(金)～11月6日(金) 16:00

第2期は令和8年12月21日(月)～令和9年2月5日(金)に募集する予定です。

第1期と第2期では申請要件が変わることがあります。

中東情勢に伴う石油等由来製品の急激な価格高騰や供給不足により、価格転嫁を図れずに利益率が減少(最近1か月の利益率が前年同月比で5%以上減少)している中小企業等を対象に、石油等由来製品の仕入額上昇分、その代替品に係る仕入れ価格差及び代替品対応に係る設備投資経費に対し補助を行います。

補助金の交付を受けるためには申請が必要です。裏面をご覧ください。

補助対象要件

- 1 埼玉県内に本店(個人事業主は住所地を有する中小企業者等)であること



- 2 中東情勢に伴う石油等由来製品の急激な価格高騰や供給不足により、価格転嫁を図れず、最近1か月(※)の「売上高総利益率」(いわゆる粗利益率)または「売上高営業利益率」が、前年同月と比較して【5%以上減少】していること



前年同月と比較して
5%以上減少

(※) 令和8年3月から申請月までのうちいずれかの月を「最近1か月」とします。

重要

支援内容

価格高騰・供給不足緊急支援補助金

対象製品
①石油等由来製品
②石油等由来製品の代替品
※詳細は裏面参照
※上限内で①と②で併給可

対象経費
①石油等由来製品の仕入れ価格上昇分
又は、②石油等由来製品を代替品に切り替えた場合、その価格差を支援

補助額
上限 **100** 万円(下限15万円)

補助率
1/2

代替品対応設備投資支援補助金

対象製品
石油等由来製品をその代替品に切り替えるに当たり必要な設備

専門家派遣
補助申請に向けたアドバイスのほか、中東情勢の影響に対応する専門家の助言を無料で実施
対象事業者 20社(1社2回まで)
※申請は専用フォームからお願いします。

支援カルテ
設備投資支援補助金の申請には、支援カルテが必要です。上記専門家派遣によるほか認定支援機関により作成してください。
※詳細はホームページで確認してください。

補助額
上限 **1,125** 万円(下限15万円)

補助率
3/4

※石油等由来製品とは、石油や天然ガス由来の原料を素に生産される製品を指します。

▼申請受付期間・申請方法・お問合せ先などは裏面をご覧ください▼

(第1期)

令和8年9月25日(金)～11月6日(金)16:00

専用ホームページからオンラインで申請してください。



(補助金の詳細や申請に必要な書類等を掲載していますのでご確認ください。)

<https://chuto-chusho.pref.saitama.lg.jp>

区分	補助対象製品	補助対象経費	補助率・補助額
①石油等由来製品	(1) 「石油等由来製品カテゴリリスト」に掲げる品目（第1期はメタノール）	補助対象製品（令和8年3月以降に仕入れたもの）の仕入額上昇分（*3）	- 補助率：2分の1 - 補助額：上限100万円 下限15万円 上限内で①と②、(1)と(2)で併給可 ※消費税及び地方消費税については補助対象外とする。 ※補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
	(2) 上記カテゴリリスト掲載以外の品目で、令和8年3月以降に仕入れたもののうち、同年2月（*1）と比べ50%以上仕入れ価格（*2）が上昇しているもの（仕入れ価格（*2）の上昇が確認できることが条件）		
②石油等由来製品の代替品	石油等由来製品の代替品で、令和8年2月（*1）時点の代替前製品の価格（*2）と比べ、同年3月以降の代替品仕入れ価格（*2）が50%以上高いことが確認できるもの （例：プラスチック製包材 →バイオプラスチック製包材など）	代替前製品の価格と代替品（令和8年3月以降に仕入れたもの）の価格差（*3）	

（*1）令和8年2月に仕入実績がない場合は2月以前の仕入月とする。

（*2）価格とは仕入れた品目の単価とする。

（*3）補助対象製品であれば複数の品目での申請もできるものとする。また複数月にわたって仕入れた場合も申請できるものとする。

補助対象製品	石油等由来製品をその代替品に切り替えるに当たり必要な設備
補助対象経費	1 上記設備の購入及び更新する機器（中古品の購入、リース等の利用料を含む） 2 上記1に係る設置や運搬、動作確認、設定等の導入に要する経費及び更新後の機器を導入するための既存機器の撤去・廃棄に要する経費。ただし、補助対象経費総額の2分の1以下とする。
補助率・補助額	1 補助率：4分の3 2 補助額：上限1,125万円、下限15万円 ※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とする。 ※ 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
その他要件等	※ 補助金の交付決定後に着手（契約、発注を含む）したもの ※ 知事が別に定める日までに支払が完了するもの ※ 中古品の購入については、同一条件による2者以上の見積書の提出を必要とする。 ※ リース等の補助対象期間は最大1年間までとする。 ※ 以下の場合には補助対象外となる。 ・ 汎用性の高いハードウェア製品（PC、タブレット端末、スマートフォン、固定電話、カメラ、コピー機、読み取り機器等）のみの購入費

お問合せ先

中東情勢に伴う価格高騰・供給不足緊急支援事業
(中小企業)補助金コールセンター

TEL 050-1752-8336 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

専用ホームページ <https://chuto-chusho.pref.saitama.lg.jp>埼玉県マスコット
「さいたまっち&コバトン」

この事業は埼玉県（担当：産業労働部 経営・金融支援課 TEL:048-830-3910）の委託により株式会社エイチ・アイ・エスが運営しています。